

神戸市歯科医師会訪問歯科診療事業等補助金交付要綱

平成 16 年 4 月 1 日 保健福祉局長決定

(目 的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人神戸市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）が行う訪問歯科診療事業及び訪問口腔ケア事業に関する経費について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付に関して必要な事項を定める。

(補助金の対象経費)

第 2 条 補助事業等の対象となる経費は、歯科医師会が当該年度に実施する訪問歯科診療事業及び訪問口腔ケア事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとし、金額は予算で定める範囲内とする。

- (1) 人件費
- (2) 諸謝金
- (3) 通信運搬費
- (4) 旅費交通費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 備品費
- (7) 消耗品その他

(補助金の申請)

第 3 条 歯科医師会は、補助金規則第 5 条 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書

(補助金の交付決定)

第 4 条 市長は第 3 条の申請書を受理し、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により歯科医師会に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）

(補助金の請求)

第5条 歯科医師会は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の決定通知を受領後ただちに補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は、速やかに補助金を歯科医師会に交付するものとする。

（補助事業等の変更等）

第6条 歯科医師会は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により、歯科医師会に通知するものとする。

3 第5条の規定は、前項の通知を受けたときに準用する。

（実績報告書の提出）

第7条 歯科医師会は、年度終了後、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該事業等の完了後、速やかに市長まで提出しなければならない。

（1）補助事業実績報告書（様式第6号）

（2）事業の実施状況が分かる書類

（3）補助事業に係る収支決算書

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、歯科医師会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この補助金交付要綱に違反したとき

（2）補助金を目的外に使用したとき

（3）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

2 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部の取消しに係る部分について、すでに補助金が交付されている場合は、歯科医師会に期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、健康局長が定める。

附則 本要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本要綱は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本要綱は平成 28 年 6 月 24 日から施行する。

附則 本要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。